

記載要領

- 1 「世帯構成員」とは、児童本人と生計を一にしている者をいいます。本人を含めて、全世帯構成員を記載してください。「扶養義務者」とは、父、母、祖父母、養父母、兄弟姉妹、その他家庭裁判所で扶養の義務が負わされた叔父叔母等、民法第877条に定められている者です。次の2及び5を参照してください。
- 2 「階層区分」の欄には、児童本人、扶養義務者について次により記号で記入してください。なお、注1を参照してください。
 - (1) 現在生活保護法の被保護者である場合・・・A階層（生活扶助のほか医療扶助を受けている場合も含みます。）
 - (2) A階層を除いて、当該年度（不明なときは前年度）の市町村民税が課税されていないか又は免除になっている場合・・・B階層
 - (3) A階層を除いて、当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税されている場合・・・C階層
 - (4) A階層、B階層及びC階層を除いて、当該年度分の市町村民税が課税されている場合・・・D階層
- 3 階層区分がDであるもの（児童本人の扶養義務者で市町村民税を課税されている者）については、その市町村民税の年額を記入してください。
- 4 世帯構成員中本人以外の児童が、養育の給付又は療養の給付を受け、又は受けることが決定しているときは、その旨を備考欄に記入してください。
- 5 「世帯外扶養義務者」の欄には世帯構成員以外で現に児童本人に対して扶養を履行している扶養義務者がいる場合のみ記入してください。

注1 扶養義務者の階層区分について、次の例により、それを証明する関係書類を必ず添付してください。ただし児童本人又は扶養義務者で18歳未満の者は、未就業であれば、証明書は不要です。

(1) 階層区分Aの証明

被保護者であることを証明する居住地の福祉事務所、市町村長、又は児童委員の証明書

(2) 階層区分Bの証明

市町村民税非課税又は免除を証明する書類、又は市町村民税の特別徴収義務者の証明書

(3) 階層区分Cの証明

市町村民税が均等割の額のみ課税されていることがわかる市町村長の証明書

(4) 階層区分Dの証明

市町村民税の課税額がわかる市町村長の証明書

注2 申請後給付が終了するまでの間に前記記載事項に変更が生じた場合は、上士幌町役場保健福祉課まで届け出てください。